

農業分野における外国人材の活用制度の動向（概要）

(農業ビジネス課)

項目	外国人技能実習制度	国家戦略特区	特定技能制度（新たな在留資格）
目的	国際貢献のため開発途上国等の外国人を一定期間受け入れ、OJTを通じて技能を移転	農業の競争力強化を図るため、農業現場で即戦力として活躍できる外国人材を労働力として受入	深刻化する中小規模事業者の人出不足に対し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受入
仕組み	監理団体を通じて、農業法人等で外国人を実習生として研修（雇用契約）	特定機関（受入企業）が外国人と雇用契約、農業経営体に派遣（契約）	一定の専門性・技能を持つ外国人に在留資格を付与、農業法人等で雇用
開始時期	平成5年（農業は平成12年）	平成30年3月	平成31年4月 新制度開始
対象業種	○77職種（農業は2職種） 耕種：施設園芸、畑作・野菜、果樹 畜産：養豚、養鶏、酪農 ※農作業の他農畜産物を原料とした製造・加工作業含む	○農業限定（農業支援外国人受入事業） 農業支援活動全般 ※農作業、農畜産物を原材料とした製造・加工、農産物等の運搬、陳列、販売	○14分野（農業、漁業、飲食品製造業、外食業、介護業、ビルクレーニング業、素材材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設業、造船・船用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業）
対象者	開発途上国等の希望者（18才以上） （中国、ベトナム、フィリピン、インドネシア、タイ、カンボジア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、スリランカ、バングラディシュ、インド、ネパール等）	次の全てに該当する者（18才以上） ○農作業の1年以上の実務経験 ○技能実習に2年10ヶ月以上従事し、専門試験の合格者（見込可） ○一定の日本語能力	特定技能1号 ○技能実習修了者（3～5年）（無試験） ○上記と同等の技能試験、日常会話程度の日本語能力試験の合格者 特定技能2号 ※農業は当面对象外 ○特定技能1号修了者で高難度な技能試験合格者
在留期間	最長3～5年（3年で一時帰国） ※2年目、4年目移行時に試験有	最長通算で3年 （農閑期等で一時帰国可）	特定技能1号：最長5年 特定技能2号：期間更新（家族帯同可）
国内の動向（農業分野）	○監理団体数：2,916（R2.1末） ○技能実習計画認定数：農業39,295件（H30） ○農協等が複数の農業経営体から請け負う農作業請負方式の追加（北海道、青森県、茨城県、大分県、熊本県、鹿児島で協議会設置）	○国家戦略特区の特別区域を指定 新潟市、愛知県、京都府、沖縄県で協議会を設置、受入を実施	○登録支援機関数：3,811 ○特定技能外国人数：農業292人（R1.12末） ※農業は派遣も可
県内の動向（農業分野）	○監理団体数：99（うち農業取扱25） ○技能実習計画認定数：農業595件（H30）	指定なし	○登録支援機関数：112 ○特定技能外国人：農業7人（R1.12末）
課題	○不正行為（人権侵害、労働基準法違反等）、実習生の失踪、実習生の多国籍化対応 ○実習生の制度理解やモラル向上	○適正受入管理協議会による相談体制の整備、指導・監査 ○特定機関による派遣先の調整	○登録支援機関による在留・雇用管理、相談・苦情対応体制の整備 ○日本語教育の充実、生活ガイダンスや住宅確保などの生活環境整備